

○村上市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

平成20年 4 月 1 日

告示第61号

改正 平成23年 3 月31日告示第129号

(設置)

第 1 条 村上市介護保険運営協議会規則（平成20年村上市規則第109号。以下「規則」という。）第 6 条の規定に基づき、村上市地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域密着型サービス等の指定に関する事。
- (2) 地域密着型サービス等の介護報酬等に関する事。
- (3) 地域密着型サービス等の質の確保、運営評価等に関する事。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、運営委員会が地域密着型サービス等の適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項に関する事。

(委員)

第 3 条 運営委員会は、村上市介護保険運営協議会（以下「介護保険運営協議会」という。）の委員で構成する。

2 会長は介護保険運営協議会長が兼任し、副会長は介護保険運営協議会副会長が兼任する。

(委員の任期)

第 4 条 運営委員会委員の任期は、介護保険運営協議会委員の任期とする。

(会議)

第 5 条 会議については、規則第 5 条の規定を準用する。

(庶務)

第 6 条 運営委員会の庶務は、介護高齢課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日告示第129号）

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。



○村上市指定地域密着型サービス等事業所の指定申請における事前申出及び事前協議に関する要綱

平成20年4月1日

告示第58号

改正 平成22年2月15日告示第91号

平成24年9月12日告示第466号

(趣旨)

第1条 この要綱は、村上市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成20年村上市規則第112号。以下「規則」という。）の規定に基づき、その事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定申請 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定による申請をいう。
- (2) 指定申請予定者 規則第2条第1項に規定する指定申請手続を行う者をいう。

(事前申出)

第3条 指定申請予定者は、市長に対し、指定申請前に、事業計画を示して、指定申請を行う予定である旨を申し出なければならない。

2 前項の申出は、地域密着型サービス等事業所設置計画事前申出書（様式第1号）によるものとする。

(事前申出者の要件)

第4条 前条の申出を行う者（以下「事前申出者」という。）が、法第78条の2第4項及び第115条の12第2項の規定に該当するときは、事前申出を行うことができない。

(事前協議事業者の決定)

第5条 市長は、事前協議を行う者（以下「事前協議事業者」という。）を決定したとき又は事前協議事業者に決定しなかったときは、事前申出者に対し、地域密着型サービス等事業所事前協議事業者決定（却下）通知書（様式第2号）により通知する。

2 前項の事前協議事業者の選定は、別に市長が定める手続により行う。

(事前協議事業者の決定の辞退)

第6条 事前協議事業者は、事前協議事業者の決定を辞退するときは、市長に事前協議事業者の決定を辞退する旨を届け出なければならない。

(事前協議事業者の決定の取消し)

第7条 市長は、事前協議事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、事前協議者の決定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により事前協議者の決定を受けたとき。
- (2) 事前協議事業者の決定内容又はこれに付した条件その他規則若しくはこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき。

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知する。

(事前協議)

第8条 事前協議事業者は、第3条の申出による事業計画について市長と協議し、地域密着型サービス等事業所設置計画事前協議書(様式第3号。以下「事前協議書」という。)を提出しなければならない。

2 事前協議事業者は、前項の協議を終了後、当該計画に係る地域住民への説明会を行わなければならない。

(意見の反映)

第9条 市長は、事前協議書を受理したときは、村上市地域密着型サービス運営委員会(以下「委員会」という。)に地域密着型サービス等事業所の設置計画(以下「設置計画」という。)について、意見を聴かななければならない。

(事業計画の採択)

第10条 市長は、委員会の意見を聴いた上で、設置計画の採択又は不採択を決定する。

2 市長は、前項の結果について事前協議書を提出した者に、地域密着型サービス等事業所設置計画採択通知書(様式第4号)又は地域密着型サービス等事業所設置計画不採択通知書(様式第5号)により通知しなければならない。

3 市長は、設置計画の採択に当たり、当該設置計画の適正な運営を確保するために必要となるときは、条件を付することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指定申請における事前協議手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の村上市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則第2条第2項の規則に基づく事前手続に関する規則(平成18年村上市規則第71号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年2月15日告示第91号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月12日告示第466号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。